

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 参照条文

(参照法令一覧)

○特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）（抄）	1
○実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）（抄）	6
○特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（抄）	8
○特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）（抄）	14
○実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）（抄）	20
○意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）（抄）	22
○商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）（抄）	23
○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）（抄）	25
○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成五年政令第三百三十二号）（抄）	26
○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成五年政令第三百三十三号）（抄）	26
○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）（抄）	27
○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）（抄）	28
○産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）（抄）	28
○弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）（抄）	38
○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令（平成十八年政令第二百二十二号）（抄）	39
○租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）	40
○登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百六号）（抄）	41
○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）	42
○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）	42
○実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（抄）	47
○特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三	49
条の規定による改正前の実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（抄）	

○意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）（抄）	．．．．．	51
○商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）	．．．．．	52
○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成五年政令第三百三十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第四条の規定による改正前の特許法等関係手数料令（抄）（昭和三十五年政令第二十号）	．．．．．	53
○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）	．．．．．	54
○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）	．．．．．	54
○所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（抄）	．．．．．	54
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	．．．．．	55
○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）（抄）	．．．．．	56
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）	．．．．．	56
○特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）（抄）	．．．．．	56
○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年五月六日法律第五十二号）（抄）	．．．．．	57
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）（抄）	．．．．．	58
○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）（抄）	．．．．．	60
○産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）（抄）	．．．．．	62
○国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）（抄）	．．．．．	66
○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）（抄）	．．．．．	66
○特定通常実施権登録令（平成二十年政令第三百三十三号）	．．．．．	67
○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係手数料令（平成二十年政令第二百四十三号）	．．．．．	75
○特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十三号）（抄）	．．．．．	76

○特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）（抄）

（資力に乏しい者）

第十四条 特許法第九十九条の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 特許法第九十九条第一号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、次のいずれかに該当すること。

イ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十一条第一号各号に掲げる扶助を受けていること。

ロ 市町村民税（特別区民税を含む。次条第二項第二号において同じ。）が課されていないこと（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと）。

ハ 所得税が課されていないこと（非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定めるところに満たないこと）。

二 特許法第九十九条第二号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、イからハまで（個人にあつてはロ、法人でその設立の日の属する事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）又は連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していないものにあつてはイ及びハ）のいずれにも該当すること。

イ 資本金の額又は出資の総額（資本金又は出資を有しない法人にあつては、経済産業省令で定める額）が三億円以下の法人であること。

ロ 法人税（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者（次条第三項第二号において「居住者」という。）にあつては、事業税）が課されていないこと（非居住者にあつては経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定めるところにより算定した所得がないこと）。

ハ イ及びロに該当する法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして経済産業省令で定める関係を持つていないこと。

（減免又は猶予の申請）

第十五条 特許法第九十九条の規定による特許料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 特許法第九十九条第一号に掲げる者又は同条第二号に掲げる者の別

四 (略)

2 特許法第九十九条第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。

一 前条第一号イに該当することを理由とする場合 同号イに該当することを証明する書面

二 前条第一号ロに該当することを理由とする場合 市町村民税に係る納税証明書その他同号ロに該当することを証明する書面(非居住者にあつては、経済産業省令で定める書面)

三 前条第一号ハに該当することを理由とする場合 所得税に係る納税証明書その他同号ハに該当することを証明する書面(非居住者にあつては、経済産業省令で定める書面)

3 特許法第九十九条第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面その他経済産業省令で定める書面(個人にあつては第二号から第四号までに掲げる書面)を添付しなければならない。

一 定款、法人の登記事項証明書又は前事業年度末の貸借対照表(資本金又は出資を有しない法人にあつては前事業年度末の貸借対照表、外国法人にあつては経済産業省令で定める書面)

二 法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定した税額を証する書面(居住者にあつては事業税として納付した税額を証する書面、非居住者又は外国人にあつては経済産業省令で定める書面)

三 申請に係る発明が特許法第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であることを証明する書面

四 申請に係る発明についてあらかじめ特許法第三十五条第一項の使用権等の特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定めを写し

(特許料の免除又は猶予)

第十五条の二 特許庁長官は、第十四条第一号イ又はロに掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を免除することができる。

2 特許庁長官は、第十四条第一号ハに掲げる要件に該当する者(同号イ又はロに掲げる要件に該当する者を除く。)又は同条第二号に掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料の納付を猶予することができる。

(猶予の期間)

第十六条 前条第二項の規定により特許料の納付を猶予することができる期間は、特許料を納付すべき期間の経過の日から三年以内とする。

第六章 決定により特許出願とみなされる国際出願に係る特例(第十七条)

第十七条 特許法第八十四条の二十第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える特許法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第八十四条の十二第二項	日本語特許出願については第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第八十四条の四第一項及び第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後	第八十四条の二十四第四項に規定する決定の後
第八十四条の十四	国内処理基準時の属する日後	
第八十四条の十七	日本語特許出願にあつては第八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第八十四条の四第一項及び第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後	
	国内書面提出期間(第八十四条の四第一項ただし書の外国	

		語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間)の経過後	
(略)			
第百八十四条の十五第四項	と、「について出願公開」とあるのは「について千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と	と	
	第百八十四条の四第四項若しくは	第百八十四条の二十四項に規定する決定の時若しくは	
	第百八十四条の四第一項若しくは	第百八十四条の二十四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日若しくは	

第七章 証明等の制限等

(開示することにより通常実施権者等の利益を害するおそれがある情報)

第十八条 特許法第百八十六条第三項本文に規定する通常実施権に係る情報であつて、開示することにより、特許権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 通常実施権者及び通常実施権を有していた者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 通常実施権の範囲(通常実施権を有していた者に係るものを含む。)
- 三 特許法第三十四条の三第二項又は第三項の規定により許諾されたものとみなされた通常実施権についての仮通常実施権を有していた者の氏名又は名称及び住所又は居所

四 特許法第三十四条の三第二項又は第三項の規定により許諾されたものとみなされた通常実施権についての仮通常実施権の範囲

2 特許法第八十六条第三項本文に規定する仮通常実施権に係る情報であつて、開示することにより、特許を受ける権利を有する者、仮専用実施権者又は仮通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 仮通常実施権者及び仮通常実施権を有していた者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 仮通常実施権の範囲（仮通常実施権を有していた者に係るものを含む。）

（証明等の制限の例外となる場合として通常実施権等について利害関係を有する者が利害関係の有する部分について請求した場合）

第十九条 特許法第八十六条第三項ただし書に規定する通常実施権について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求した場合として政令で定める場合は、次のとおりとする。

一 特許権者、特許権を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は特許権を目的とする質権その他の担保権を取得した者が、当該特許権についての通常実施権又は当該特許権についての専用実施権についての通常実施権に係る前条第一項各号に掲げる情報について請求した場合

二 専用実施権者、専用実施権を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は専用実施権を目的とする質権その他の担保権を取得した者が、当該専用実施権についての通常実施権に係る前条第一項各号に掲げる情報について請求した場合

三 通常実施権者、通常実施権を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は通常実施権を目的とする質権その他の担保権を取得した者が、当該通常実施権に係る前条第一項各号に掲げる情報について請求した場合

四 前三号に規定する者の財産の管理及び処分をする権利を有する者が、それぞれ前三号に規定する情報について請求した場合

2 特許法第八十六条第三項ただし書に規定する仮通常実施権について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求した場合として政令で定める場合は、次のとおりとする。

一 特許を受ける権利を有する者、特許を受ける権利を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は特許を受ける権利を目的とする担保権を取得した者が、当該特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮通常実施権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権に係る前条第二項各号に掲げる情報について請求した場合

二 仮専用実施権者、仮専用実施権を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は仮専用実施権を目的とする担保権を取得した者が、当該仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権に係る前条第二項各号に掲げる情報について請求した場合

三 仮通常実施権者、仮通常実施権を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は仮通常実施権を目的とする担保権を取得した者が、当

該仮通常実施権に係る前条第二項各号に掲げる情報について請求した場合

四 前三号に規定する者の財産の管理及び処分をする権利を有する者が、それぞれ前三号に規定する情報について請求した場合

○実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）（抄）

（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願に係る特例）

第二条 法第四十八条の十六第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
法第四十八条の十第一項	及び第九条第二項の規定は	の規定は
法第四十八条の十第四項	と、「出願公開」とあるのは「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と	と
	第四十八条の四第四項若しくは	第四十八条の十六第四項に規定する決定の時若しくは
	第四十八条の四第一項若しくは	第四十八条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日若しくは
法第四十八条の十二	第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内（同条	第四十八条の十六第四項に規定する決定の日か



		法第四十八条の十三	
		第四十八条の四第四項に規定する国内処理基準時を経過した後	第四十八条の十六第四項に規定する決定の後
	(略)		
	特許法第八十四条の十二第一項	日本語特許出願については第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第八十四条の四第一項及び第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後	実用新案法第四十八条の十六第四項に規定する決定の後
四	特許法第八十四条の十	国内処理基準時の属する日後	

(特許法施行令の準用)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 特許法施行令第十八条第一項第一号及び第二号(開示することにより通常実施権者等の利益を害するおそれがある情報)並びに第十九条第一項(証明等の制限の例外となる場合として通常実施権等について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求した場合)の規定は、実用新案登録に準用する。

○特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（抄）

（特許法関係手数料）

第一条 特許法第九十五条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金額
一 三	（略）	（略）
四	特許法第八十六条第一項の規定により証明を請求する者	一件につき千四百円（特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては千五百五十円、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して証明を請求する者（以下「電子証明請求者」という。）にあつては千百円）
五	<p>特許法第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者</p> <p>イ 特許原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者</p> <p>ロ 特許原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者</p>	<p>一件につき三百五十円（特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、六百二十円）</p> <p>一件につき千四百円（特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、千六百五十円）</p>

七	六	<p>特許法第八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者</p> <p>イ 特許原簿の閲覧又は謄写を請求する者</p> <p>ロ 特許原簿以外の書類の閲覧又は謄写を請求する者</p>	<p>一件につき三百円（特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、六百円）</p>
	七	<p>特許法第八十六条第一項の規定により特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者</p>	<p>一件につき千五百円（特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては千四百円、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して書類の交付を請求する者（以下「電子書類交付請求者」という。）にあつては八百円）</p>

2 特許法第九十五条第二項（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三の規定により手数料の軽減を受ける場合を含む。）の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金額
一、十二	(略)	(略)
十三	<p>明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求をする者（その</p>	<p>一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額</p>

	訂正の請求をすることにより、 特許法第三百三十四条の三第四項 の規定に基づき訂正審判の請求 が取り下げられたものとみなさ れる場合を除く。	
十四 (略)		(略)

3・4 (略)

(資力に乏しい者)

第一条の二 特許法第九十五条の二の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 特許法第九十五条の二第一号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、次のいずれかに該当すること。
  - イ 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていること。
  - ロ 市町村民税(特別区民税を含む。次条第二項第二号において同じ。)が課されていないこと(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第五号に規定する非居住者(以下「非居住者」という。)にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が課されていないこと)。
  - ハ 所得税が課されていないこと(非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定めるところに満たないこと)。
  - ニ 特許法第九十五条の二第二号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、イからハまで(個人にあつてはロ、法人でその設立の日の属する事業年度の確定申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。)(又は連結確定申告書(法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。))を提出すべき期限が到来していないものにあつてはイ及びハ)のいずれにも該当すること。
- イ (略)
- ロ 法人税(所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者(次条第三項第二号において「居住者」という。))にあつては、事業税)が課されていらないこと(非居住者にあつては経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定めるところに満たないこと

、所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人（次条第三項において「外国法人」という。）にあつては経済産業省令で定めるところにより算定した所得がないこと。）。

ハ（略）

（減免の申請）

第一条の三 特許法第九十五条の二の規定による出願審査の請求の手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該特許出願の表示

三 特許法第九十五条の二第一号に掲げる者又は同条第二号に掲げる者の別

四 出願審査の請求の手数料の軽減又は免除を必要とする理由

2 特許法第九十五条の二第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。

一 前条第一号イに該当することを理由とする場合 同号イに該当することを証明する書面

二 前条第一号ロに該当することを理由とする場合 市町村民税に係る納税証明書その他同号ロに該当することを証明する書面（非居住者にあつては、経済産業省令で定める書面）

三 前条第一号ハに該当することを理由とする場合 所得税に係る納税証明書その他同号ハに該当することを証明する書面（非居住者にあつては、経済産業省令で定める書面）

3 特許法第九十五条の二第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面その他経済産業省令で定める書面（個人にあつては第二号から第四号までに掲げる書面）を添付しなければならない。

一 定款、法人の登記事項証明書又は前事業年度末の貸借対照表（資本金又は出資を有しない法人にあつては前事業年度末の貸借対照表、外国法人にあつては経済産業省令で定める書面）

二 法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定した税額を証する書面（居住者にあつては事業税として納付した税額を証する書面、非居住者又は外国法人にあつては経済産業省令で定める書面）

三 申請に係る発明が特許法第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であることを証明する書面

四 申請に係る発明についてあらかじめ特許法第三十五条第一項の使用等の特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則

その他の定めを写し

(出願審査の請求の手数料の減免)

第一条の四 特許庁長官は、第一条の二第一号イ又はロに掲げる要件に該当する者が出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、第一条第二項の表第六号の規定により計算される出願審査の請求の手数料を免除することができる。

2 特許庁長官は、第一条の二第一号ハに掲げる要件に該当する者(同号イ又はロに掲げる要件に該当する者を除く。)又は同条第二号に掲げる要件に該当する者が出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、第一条第二項の表第六号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減することができる。

(実用新案法関係手数料)

第二条 実用新案法第五十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金額
一～三 (略)		(略)
四	実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により証明を請求する者	一件につき千四百円(実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあっては千五百五十円、電子証明請求者にあつては千五百円)
五	実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者 イ 実用新案原簿の謄本又は抄	一件につき三百五十円(実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第八

	<p>本の交付を請求する者</p> <p>ロ 実用新案原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者</p>	<p>十六条第三項ただし書に規定する場合にあつては、六百二十円)</p> <p>一件につき千四百円（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合にあつては、千六百五十円）</p>
六	<p>実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者</p> <p>イ 実用新案原簿の閲覧又は謄写を請求する者</p> <p>ロ 実用新案原簿以外の書類の閲覧又は謄写を請求する者</p>	<p>一件につき三百円（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合にあつては、六百円）</p> <p>一件につき千五百円（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合にあつては、千七百五十円）</p>
七	<p>実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者</p>	<p>一件につき千四百円（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合にあつては千四百円、電子書類交付請求者にあつては八百円）</p>

2・3 (略)

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料)

第五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金 額
一・二	(略)	(略)
三	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第一項の規定により同項第二号に掲げる事項について閲覧を請求する者	一件につき八百円（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第三項において準用する特許法第八十六条第三項ただし書（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合にあつては千五百円、電子閲覧請求者にあつては六百円）
四	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第二項の規定により書類の交付を請求する者	一件につき千三百円（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第三項において準用する特許法第八十六条第三項ただし書（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合にあつては千五百五十円、電子書類交付請求者にあつては千円）

2・3 (略)

○特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）（抄）

(仮登録)

第二条 仮登録は、次に掲げる場合にするものとする。



一 (略)

二 特許権、専用実施権若しくは通常実施権若しくはこれらの権利を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅に関して請求権を保全しようとするとき、又はその請求権が始期付き若しくは停止条件付きであるときその他将来において確定すべきものであるとき。

三 仮専用実施権若しくは仮通常実施権の設定、移転、変更若しくは消滅に関して請求権を保全しようとするとき、又はその請求権が始期付き若しくは停止条件付きであるときその他将来において確定すべきものであるとき。

(予告登録)

第三条 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。

一 (略)

二 裁定又はその取消しの請求があつたとき。

三 裁定又はその取消しについて異議申立てがされ又は訴え(特許法第八十三条第一項の訴えを除く。)が提起されたとき。

四 特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判の請求があつたとき。

五 再審の請求があつたとき。

(付記登録)

第四条 次に掲げる事項の登録は、付記によつてする。

一 (略)

二 仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正

三 第四十一条第一項に規定する登録の更正(登録名義人の表示の更正及び仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く。)

四・五 (略)

第五条 次に掲げる事項の登録は、登録上の利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に登録上の利害関係を有する第三者の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付した場合に限り、付記によつてする。

一 (略)

二 登録の更正(登録名義人の表示の更正、仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項に規定する登録の更正を除く。)

(閉鎖特許原簿)

第十二条 (略)

2 特許庁長官は、仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、経済産業省令で定めるところにより、特許仮実施権原簿における当該仮専用実施権又は仮通常実施権に関する登録を閉鎖特許原簿に移さなければならない。

(職権による登録)

第十六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしなければならない。

一〜三 (略)

四 登録された仮通常実施権について特許法第三十四条の三第二項又は第三項の規定により許諾されたものとみなされた通常実施権の設定

五 混同による専用実施権、通常実施権、仮専用実施権、仮通常実施権又は質権の消滅

六 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第百条第三項の規定による取消しによる専用実施権又は通常実施権の消滅

七 特許法第八十三条第二項若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の裁定による通常実施権の設定又はその裁定の取消しによる通常実施権の消滅

八 特許法第三十四条の二第五項の規定により設定されたものとみなされた仮専用実施権の設定

九 登録された仮通常実施権について特許法第三十四条の三第五項又は第六項の規定により許諾されたものとみなされた仮通常実施権の設定

十 仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利について、特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による届出がされた場合における当該特許を受ける権利を有する者の変更

十一 特許法第三十四条の二第六項の規定による仮専用実施権の消滅又は同法第三十四条の三第七項若しくは第八項の規定による仮通常実施権の消滅

十二・十三 (略)

(登録に関する命令)

第十七条 経済産業大臣は、特許法第九十三条第二項の規定により通常実施権を設定すべき旨の裁定をし若しくはその裁定を取り消したとき、又は裁定若しくはその取消しについて異議申立てがあつた場合において異議申立てが理由があるとする決定をしたときは、特許庁長官に対し、登録に関し相当の措置を採るべき旨を命じなければならない。

(予告登録の嘱託)

第二十五条 裁判所書記官は、第三条第一号又は第三号に掲げる訴えの提起があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添付して、予告登録を特許庁に嘱託するものとする。

(予告登録の命令)

第二十六条 経済産業大臣は、特許法第九十三条第二項の請求若しくは同条第三項において準用する同法第九十条第一項の請求があつたとき、又は裁定若しくはその取消しについて異議申立てがあつたときは、命令書に請求書又は異議申立書の謄本又は抄本を添付して、予告登録を命令しなければならない。

(職権による予告登録)

第二十七条 特許庁長官は、特許法第八十三条第二項、第九十条第一項(同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。)若しくは第九十条第三項若しくは第四項の請求があつたとき、裁定若しくはその取消しについての異議申立てがあつたとき、又は第三条第四号若しくは第五号に掲げる請求があつたときは、職権で予告登録をしなければならない。

(申請書)

第二十八条 申請書には、次に掲げる事項を記載し、申請人が記名し、印を押さなければならない。

一 特許番号(登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)

二 二六 (略)

(却下)

第三十八条 特許庁長官は、次に掲げる場合は、登録の申請を却下しなければならない。

一・二 (略)

三 申請書に記載した特許番号(登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)又は登録の目的である権利の表示が特許原簿と符合しないとき。

四・五 (略)

六 第三十五条第二号に規定する場合を除き、仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願について特許仮実施権原簿がない場合において、特例法の規定により当該特許出願に係る特許出願人の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所が特例法第三条第二項に規定するファイルに記載されている場合にあつては、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の設定の登録の申請書に記載した特許を受ける権利を有する者の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所が当該ファイルの記録と符合しないとき。

七〇九 (略)

2 (略)

第四十三条 特許権について次に掲げる事項の登録を申請する場合において、その特許権に特許法第九十二条第三項又は第四項の裁定による通常実施権があるときは、同時にその通常実施権についても、同一の事項の登録を申請しなければならない。

一 移転又は信託による特許権についての変更

二 登録名義人の表示の変更又は更正

第三節 専用実施権及び通常実施権に関する手続

(専用実施権の設定等の登録の申請)

第四十四条 専用実施権の設定の登録を申請するときは、申請書に設定すべき専用実施権の範囲を記載しなければならない。

2 専用実施権の移転の登録を申請するときは、申請書に移転すべき専用実施権の範囲を記載しなければならない。

3 特許発明の実施の事業とともに専用実施権を移転するときは、申請書にこれを証明する書面を添付しなければならない。

(通常実施権の設定等の登録の申請)

第四十五条 通常実施権の設定の登録を申請するときは、申請書に設定すべき通常実施権の範囲を記載しなければならない。

2 通常実施権の保存又は移転の登録を申請するときは、申請書に保存又は移転すべき通常実施権の範囲を記載しなければならない。

3 前条第三項の規定は、特許発明の実施の事業とともに通常実施権を移転する場合に準用する。

第三節の二 仮専用実施権及び仮通常実施権に関する手続

(仮専用実施権の設定等の登録の申請)

第四十五条の二 仮専用実施権の設定の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 設定すべき仮専用実施権の範囲

二 特許法第三十四条の二第五項ただし書に規定する別段の定めがある場合においては、その旨

2 仮専用実施権の移転の登録を申請するときは、申請書に移転すべき仮専用実施権の範囲を記載しなければならない。

3 特許出願に係る発明の実施の事業とともに仮専用実施権を移転するときは、申請書にこれを証明する書面を添付しなければならない。

(仮通常実施権の設定等の登録の申請)

第四十五条の三 仮通常実施権の設定の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 設定すべき仮通常実施権の範囲

二 特許法第三十四条の三第五項ただし書又は第六項ただし書に規定する別段の定めがある場合においては、その旨

2 仮通常実施権の移転の登録を申請するときは、申請書に移転すべき仮通常実施権の範囲を記載しなければならない。

3 前条第三項の規定は、特許出願に係る発明の実施の事業とともに仮通常実施権を移転する場合に準用する。

(特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正の登録の申請)

第四十五条の四 仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正の登録は、当該特許を受ける権利を有する者だけで申請することができる。

(仮登録の抹消)

第五十三条 仮登録の抹消は、仮登録名義人だけで申請することができる。

2 申請書に仮登録名義人の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付したときは、登録上の利害関係を有する者だけで仮登録の抹消を申請することができる。

(予告登録の抹消)

第五十四条 第一審裁判所の裁判所書記官は、第三条第一号若しくは第三号に掲げる訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、遅滞なく、囑託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明する書面を添付して、予告登録の抹消を特許庁に囑託するものとする。

2 経済産業大臣は、特許法第九十三条第二項の請求若しくは同条第三項において準用する同法第九十条第一項の請求又は裁定若しくはその取消しについての異議申立てについて、これを却下したとき、請求若しくは異議申立てが理由がないとする処分若しくは決定をしたとき、又は請求若しくは異議申立ての取下げがあつたときは、予告登録の抹消を命令しなければならない。

3 特許庁長官は、特許法第八十三条第二項、第九十条第一項(同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。)若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求又は裁定若しくはその取消しについての異議申立てについて、これを却下したとき、請求若しくは異議申立てが理由がないとする処分若しくは決定をしたとき、又は請求若しくは異議申立ての取下げがあつたときは、職権で予告登録の抹消をしなければならない。第三条第四号又は第五号に掲げる請求について、請求書を却下した決定が確定したとき、請求を却下し、若しくは請求を理由がないとした審決が確定したとき、又は請求の取下げがあつたときも、同様とする。

4 特許庁長官は、前三項に規定するもののほか、登録の原因の無効又は取消しにより登録の抹消又は回復をしたときその他予告登録の原因となつた事実が消滅したときは、職権で予告登録を抹消しなければならない。

(利害関係を有する第三者がある場合の登録の抹消)

第五十五条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付しなければならない。

第五十五条の四 専用実施権について保全仮登録をした後、本登録を申請する場合においては、その保全仮登録に係る仮処分債権者だけで専用実施権若しくは通常実施権又はこれらの権利を目的とする質権についての登録であつてその仮処分の登録に後れるものの抹消を申請することができる。

2 仮専用実施権について保全仮登録をした後、本登録を申請する場合には、その保全仮登録に係る仮処分の債権者だけで仮専用実施権又は通常実施権についての登録であつてその仮処分の登録に後れるものの抹消を申請することができる。

3 (略)

第六十八条 第六十四条から前条までに規定する場合を除き、第五十八条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、受託者は、遅滞なく、その変更を証する書面を添付して、特許信託原簿の登録を申請しなければならない。

2・3 (略)

(裁定による通常実施権がある場合の登録の申請)

第七十条 第四十三条の規定は、特許権の信託の登録若しくはその抹消又は第六十八条第一項に規定する特許信託原簿の登録を申請する場合に準用する。

○実用新案登録令(昭和三十五年政令第四十号)(抄)

(特許登録令の準用)

第二条 特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)第二条(第三号を除く。)、第三条、第四条(第二号を除く。)及び第五条から第八条の二まで(仮登録等)の規定は、実用新案に関する登録に準用する。この場合において、同令第三条第三号中「特許法第百八十三条第一項」とあるのは「実用新案法第四十八条第一項」と、同令第四号中「特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判」とあるのは「実用新案登録無効審判」と、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは「実用新案登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と、「及び仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける者の表示の更正を除く」とあるのは「を除く」と、同令第五条第二号中「、仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び実用新案登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と読み替えるものとする。

(職権による登録)

第六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしなければならない。

一〜三 (略)

四 混同による専用実施権、通常実施権又は質権の消滅

五 実用新案法第二十一条第二項若しくは第二十二条第三項若しくは第四項の裁定による通常実施権の設定又はその裁定の取消しによる通常実施権の消滅

六・七 (略)

(特許登録令の準用)

第七条 特許登録令第十五条、第十七条から第二十一条まで、第二十三条から第三十七条まで、第三十八条第一項(第六号を除く。)及び第二項、第三十九条から第四十五条まで、第四十六条から第五十五条の三まで、第五十五条の四(第二項を除く。)並びに第五十五条の五から第七十条まで(登録の手續)の規定は、実用新案に関する登録の手續に準用する。この場合において、同令第十七条中「特許法第九十三条第二項」とあるのは「実用新案法第二十三条第二項」と、同令第二十六條中「特許法第九十三条第二項」とあるのは「実用新案法第二十三条第二項」と、同令第二十七條中「特許法第九十条第一項」とあるのは「実用新案法第九十条第一項」と、同令第二十八條中「特許法第九十二条第三項若しくは第二十二條第四項」とあるのは「実用新案法第二十一條第三項若しくは第二十二條第四項」とあるのは「実用新案法第二十一條第二項若しくは第二十二條第三項若しくは第四項若しくは同法第二十一條第三項若しくは第二十二條第四項」とあるのは「実用新案法第九十条第一項」と、同令第二十八條第一号中「特許番号(登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)」とあるのは「実用新案登録番号」と、同令第三十三條第二項中「特許法第七十三条第二項(同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。)」とあるのは「実用新案法第二十六條において準用する特許法第七十三条第二項(実用新案法第十八條第三項において準用する場合を含む。)」と、同令第三十七條第二項中「特許法第一百七七條第一項」とあるのは「実用新案法第三十一條第一項」と、同令第三十八條第一項第三号中「特許番号(登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)」とあるのは「実用新案登録番号」と、同令第四十三條中「特許法第九十二条第三項又は第四項」とあるのは「実用新案法第二十二條第三項又は第四項」と、同令第四十六條第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「実用新案法第二十五條第一項」と、同令第五十四條第二項中「特許法第九十三条第二項」とあるのは「実用新案法第二十三條第二項」と、「同条第三項において準用する同法第九十条第一項」とあるのは「実用

新案法第二十三条第三項において準用する特許法第九十条第一項」と、同条第三項中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二条第三項若しくは第四項」とあるのは「実用新案法第二十一条第二項若しくは第二十二条第三項若しくは第四項若しくは同法第二十一条第三項若しくは第二十二条第七項において準用する特許法第九十条第一項」と、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「実用新案登録原簿」と読み替えるものとする。

○意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）（抄）

（特許登録令の準用）

第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条（第三号を除く。）、第三条、第四条（第二号を除く。）及び第五条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、意匠に関する登録に準用する。この場合において、同令第三条第三号中「特許法第八十三条第一項」とあるのは「意匠法第六十条第一項」と、同条第四号中「特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判」とあるのは「意匠登録無効審判」と、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは「意匠登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と、「及び仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る権利を有する者の表示の更正を除く」とあるのは「を除く」と、同令第五条第二号中「、仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び意匠登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と読み替えるものとする。

（職権による登録）

第六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしなければならない。

一 （略）

二 混同による専用実施権、通常実施権又は質権の消滅

三 意匠法第三十三条第三項若しくは第四項の裁定による通常実施権の設定又はその裁定の取消しによる通常実施権の消滅

四・五 （略）

（特許登録令の準用）

第七条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第三十九条から第四十五条まで、第四十六条から第五十三条まで、第五十四条（第二項を除く。）、第五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の四（第二項を除く。）並びに第五十五条の五から第七十条まで（登録の手續）の規定は、意匠に関する登録の手續に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「意匠



法第六十八条第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十七条中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求があつたとき、裁定若しくはその取消しについての異議申立てがあつたとき、又は第三条第四号」とあるのは「裁定若しくはその取消しについての異議申立てがあつたとき、又は第三条第二号、第四号」と、同令第二十八条第一号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「意匠登録番号」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「意匠法第三十六条において準用する特許法第七十三条第二項（意匠法第二十七条第四項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令第三十七条第二項中「特許法第一百七十七条第一項」とあるのは「意匠法第四十二条第一項」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「意匠登録番号」と、同令第四十三条中「特許法第九十二条第三項又は第四項の裁定による通常実施権があるときは、同時にその通常実施権」とあるのは「本意匠若しくは関連意匠の意匠権又は意匠法第三十三条第三項若しくは第四項の裁定による通常実施権があるときは、同時にその本意匠若しくは関連意匠の意匠権又は通常実施権」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「意匠法第三十五条第一項」と、同令第五十四条第三項中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求」とあるのは「第三条第二号に掲げる請求」と、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「意匠登録原簿」と読み替えるものとする。

○商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）（抄）

（特許登録令の準用）

第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条（第三号を除く。）、第四条（第二号を除く。）及び第五条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、商標に関する登録に準用する。この場合において、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは「商標登録令第十条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と、「及び仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」とあるのは「を除く」と、同令第五条第一号中「特許権」とあるのは「商標権及び防衛標準登録に基づく権利」と、同令第二号中「、仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び商標登録令第十条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と読み替えるものとする。

（予告登録の嘱託）

第九条の二 裁判所書記官は、第一条の二第一号に掲げる訴えの提起があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添付して、予告登録を特許庁に嘱託するものとする。

(職権による予告登録)

第九条の三 特許庁長官は、登録異議の申立てがあつたとき、又は第一条の二第三号若しくは第四号に掲げる請求があつたときは、職権で予告登録をしなければならない。

(更正)

第九条の四 特許庁長官は、第一条第二項の規定により登録すべき事項(同条第一項に規定する事項を除く。以下この条において「国際登録事項」という。)の登録を完了した後、その登録の基礎とした商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録について同法第六十八条の三第一項に規定する国際事務局から国際登録簿に登録された事項に係る更正の通報で経済産業省令で定めるものがあつたときは、遅滞なく、当該国際登録事項を更正しなければならない。

(予告登録の抹消)

第九条の五 第一審裁判所の裁判所書記官は、第一条の二第一号に掲げる訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明する書面を添付して、予告登録の抹消を特許庁に嘱託するものとする。

2 特許庁長官は、登録異議の申立て又は第一条の二第三号若しくは第四号に掲げる請求について、登録異議申立書若しくは請求書を却下した決定が確定したとき、申立て若しくは請求を却下し、若しくは商標登録を維持すべき旨の決定若しくは請求を理由がないとした審決が確定したとき、又は申立て若しくは請求の取下げがあつたときは、職権で予告登録の抹消をしなければならない。

(特許登録令の準用)

第十条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十八条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条第一項(第六号を除く。)及び第二項、第三十九条から第四十二条まで、第四十四条第一項及び第二項、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条から第五十三条まで、第五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の四(第二項を除く。)並びに第五十五条の五から第六十九条まで(登録の手續)の規定は、商標に関する登録の手續に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「商標法第七十七条第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十八条中「一 特許番号(登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)」とあるのは「一 商標登録

「六 登録の目的

の登録番号又は商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、「六 登録の目的」とあるのは 七 商標法第二十四条第一項の  
八 商標法第二十四条の二第一

規定による商標権の分割の登録を申請するときは、その分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 と、同令第三十条の二第  
項の規定による移転の登録を申請するときは、その移転に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 一  
二号中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、同号イ中「同盟国又は加盟  
国」とあるのは「同盟国、加盟国又は締約国」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用す  
る場合を含む。）」とあるのは「商標法第三十五条において準用する特許法第七十三条第二項（商標法第三十条第四項において準用する特許法  
第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令第三十七条第二項中「特許権の設定の登録は、特許法第七十七条第一項の規定によ  
る第一年から第三年までの各年分の特許料」とあるのは「商標権（商標法第六十八条の二十に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登  
録に基づく商標権」という。）及び同法第六十八条の三十五の規定により設定の登録をすべき商標権を除く。）又は防護標章登録に基づく権利  
の設定の登録又は存続期間を更新した旨の登録は、同法第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条の二第一項若しくは第二項又は第六十五条  
の七第一項若しくは第二項の規定による登録料」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権  
に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「商標登録の登録番号若しくは商標法  
第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「商標法第三十四条第  
一項」と、同令第六十二条第一項中「特許権その他特許に関する権利の移転の登録」とあるのは「商標権その他商標に関する権利（国際登録に  
基づく商標権を除く。）の移転の登録又は国際登録に基づく商標権に係る商標信託原簿の登録」と、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登  
録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「商標登録原簿」と読み替えるものとする。

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）（抄）  
（手数料）

第二条 法第十八条第一項の政令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める金額とする。

- 一 特許庁が国際調査をする国際出願をする者 一件につき十一万円
- 二 特許庁以外の千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者

一件につき一万三千元

三 法第九条（法第十五条において準用する場合を含む。）の規定による請求をする者 一件につき千四百円

四 国際予備審査の請求をする者 一件につき三万六千元

2 法第八条第四項の政令で定める金額は、七万八千円に請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額とする。

3 法第十二条第三項の政令で定める金額は、二万千円に国際予備審査を受けようとする請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額とする。

4 (略)

○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成五年政令第三百三十二号）（抄）

（実用新案法に係る経過措置）

第二条 平成十五年法の施行後に請求される明細書又は図面の訂正についての特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成五年法第三条の規定による改正前の実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号。以下「旧実用新案法」という。）の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十五条	準用する。	準用する。この場合において、同法第七十四条第四項中「第百六十四条、第百六十五条」とあるのは、「第百六十四条第一項」と読み替えるものとする。
第五十三条第二項	準用する。	準用する。この場合において、同項第六号中「確定審決」とあるのは、「確定審決（実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判又はその確定審決に対する再審において明細書又は図面の訂正がされた場合にあつては、審判又は再審の確定審決並びに訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容）」と読み替えるものとする。

○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成五年政令第三百三十三号）（抄）

## 附 則

(係属中の実用新案登録出願等に係る経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願（改正法附則第五条第一項の規定により改正法第三条の規定による改正後の実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）の規定の適用を受けるものを除く。）又はこの政令の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録、実用新案権、審判若しくは再審については、改正前の実用新案法施行令、改正前の弁理士法施行令、改正前の特許法施行令、改正前の特許法等関係手数料令（以下「旧手数料令」という。）、改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（以下「旧特例法施行令」という。）、改正前の意匠登録令、改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（以下「旧特例法施行令」という。）及び改正前の通商産業省組織令の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の場合において、この政令の施行後に請求される明細書又は図面の訂正については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧手数料令第二条第二項の表第五号中「登録異議の申立て（請求公告に係る異議の申立てを含む。）をする者」とあるのは「登録異議の申立てをする者」と、同表第九号中「審判又は再審を請求する者」とあるのは「審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者（その訂正の請求をすることにより、実用新案法第四十条の三第四項の規定に基づき同法第三十九条第一項の審判の請求が取り下げられたものとみなされる場合を除く。）」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）（抄）

(特許料の軽減の手続)

第十一条 法第十三条第三項の規定により特許料の軽減を受けようとする同条第一項の認定を受けた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該特許出願の番号

三 (略)

2 前項の申請書には、当該特許出願が法第十三条第一項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業の実施に係るものであることを証する書面を添付しなければならない。

(特許料の軽減)

第十二条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）（抄）

（特許料の軽減の手續）

第二十六条 法第五十六条の規定により特許料の軽減を受けようとする同条に規定する承認事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 （略）

二 当該特許出願の番号

三 （略）

2 前項の申請書には、当該特許出願が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第二条第一項の特定大学技術移転事業（第二十八条第二項において「特定大学技術移転事業」という。）の実施に係るものであることを証する書面を添付しなければならない。

（特許料の軽減）

第二十七条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

○産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）（抄）

第一条 （略）

2 （略）

3 法第十六条の二に規定する政令で定める者は、個人又は次の各号のいずれかに該当する法人であつて、同条の特許発明又は登録実用新案の実施による新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行う具体的な計画を有するものとする。

一 三 （略）

四 設立の日以後の期間が十年未満の法人であつて、法第十六条の二の許諾を求めた日の属する事業年度の前事業年度（当該許諾を求めた日

が前事業年度経過後二月以内である場合には、前々事業年度)において試験研究費等比率(一事業年度における試験研究費及び開発費(法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。)の合計額の収入金額(総収入金額から固定資産又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。)に対する割合をいう。第六条第二号ロにおいて同じ。)が百分の三を超えるもの(大学等研究者等に係る特許料の軽減の手続)

第一条の二 法第十七条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該特許出願の番号

三 法第十七条第一項 各号に掲げる者のいずれに該当するかの別

四 (略)

2 法第十七条第一項第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、その申請に係る特許発明が職務発明(特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第三十五条第一項に規定する職務発明をいう。以下同じ。)であることを証する書面を添付しなければならない。

3 法第十七条第一項第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る特許発明が当該大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学をいう。以下同じ。)、高等専門学校(同条に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。)又は大学共同利用機関法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の大学等研究者(法第十七条第一項第一号に規定する大学等研究者をいう。以下同じ。)がした職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る特許発明について当該大学若しくは高等専門学校の設置者又は大学共同利用機関法人が前号の大学等研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

4 法第十七条第一項第三号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る特許発明が当該大学、高等専門学校又は大学共同利用機関法人の大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明が大学等研究者について職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る特許発明について当該大学若しくは高等専門学校の設置者又は大学共同利用機関法人が前号の大学等研究者及び同号の大学等研究者以外の者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

- 5 法第十七条第一項第四号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
  - 一 その申請に係る特許発明が当該試験研究独立行政法人（法第十七条第一項第四号に規定する試験研究独立行政法人をいう。以下同じ。）の試験研究独立行政法人研究者（同号に規定する試験研究独立行政法人研究者をいう。以下同じ。）がした職務発明であることを証する書面
  - 二 その申請に係る特許発明について当該試験研究独立行政法人が前号の試験研究独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面
- 6 法第十七条第一項第五号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
  - 一 その申請に係る特許発明が当該試験研究独立行政法人の試験研究独立行政法人研究者と試験研究独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明が試験研究独立行政法人研究者について職務発明であることを証する書面
  - 二 その申請に係る特許発明について当該試験研究独立行政法人が前号の試験研究独立行政法人研究者及び同号の試験研究独立行政法人研究者以外の者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面
- 7 法第十七条第一項第六号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
  - 一 その申請に係る特許発明が当該公設試験研究機関（法第十七条第一項第六号に規定する公設試験研究機関をいう。以下同じ。）の公設試験研究機関研究者（法第十七条第一項第六号に規定する公設試験研究機関研究者をいう。以下同じ。）がした職務発明であることを証する書面
  - 二 その申請に係る特許発明について当該公設試験研究機関の設置者が前号の公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面
- 8 法第十七条第一項第七号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
  - 一 その申請に係る特許発明が当該公設試験研究機関の公設試験研究機関研究者と公設試験研究機関研究者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明が公設試験研究機関研究者について職務発明であることを証する書面
  - 二 その申請に係る特許発明について当該公設試験研究機関の設置者が前号の公設試験研究機関研究者及び同号の公設試験研究機関研究者以外の者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面
- 9 法第十七条第一項第八号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
  - 一 その申請に係る特許発明が当該試験研究地方独立行政法人（法第十七条第一項第八号に規定する試験研究地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の試験研究地方独立行政法人研究者（法第十七条第一項第八号に規定する試験研究地方独立行政法人研究者をいう。以下同じ。）がした職務発明であることを証する書面
  - 二 その申請に係る特許発明について当該試験研究地方独立行政法人が前号の試験研究地方独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した職務発明であることを証する書面



たことを証する書面

10 法第十七条第一項第九号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る特許発明が当該試験研究地方独立行政法人の試験研究地方独立行政法人研究者と試験研究地方独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明が試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る特許発明について当該試験研究地方独立行政法人が前号の試験研究地方独立行政法人研究者及び同号の試験研究地方独立行政法人研究者以外の者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

11 法第十七条第一項第十号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る特許発明が当該大学、高等専門学校又は大学共同利用機関法人の大学等研究者がした職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る特許発明に係る特許を受ける権利が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。以下「承認事業者」という。）に承継されていたことを証する書面

三 その申請に係る特許発明について当該大学若しくは高等専門学校の設置者又は大学共同利用機関法人が前号の承認事業者から同号の特許を受ける権利を承継したことを証する書面

12 法第十七条第一項第十一号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る特許発明が当該大学、高等専門学校又は大学共同利用機関法人の大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明が大学等研究者について職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る特許発明に係る前号の大学等研究者及び同号の大学等研究者以外の者の共有に係る特許を受ける権利が承認事業者に承継されていたことを証する書面

三 その申請に係る特許発明について当該大学若しくは高等専門学校の設置者又は大学共同利用機関法人が前号の承認事業者から同号の特許を受ける権利を承継したことを証する書面

（大学等研究者等に係る特許料の軽減）

第二条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

（試験研究独立行政法人）

第三条 法第十七条第一項第四号の政令で定める独立行政法人は、別表に掲げる独立行政法人とする。

(大学等研究者等に係る出願審査の請求の手数料の軽減の手續)

第四条 法第十七条第二項の規定により出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第十七条第二項各号に掲げる者のいずれに該当するか別

四 (略)

2 法第十七条第二項第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、その申請に係る発明が職務発明であることを証する書面を添付しなければならない。

3 法第十七条第二項第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る発明が当該大学、高等専門学校又は大学共同利用機関法人の大学等研究者がした職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る発明について当該大学若しくは高等専門学校の設置者又は大学共同利用機関法人が前号の大学等研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

4 法第十七条第二項第三号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る発明が当該大学、高等専門学校又は大学共同利用機関法人の大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものであること及び当該発明が大学等研究者について職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る発明について当該大学若しくは高等専門学校の設置者又は大学共同利用機関法人が前号の大学等研究者及び同号の大学等研究者以外の者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

5 法第十七条第二項第四号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る発明が当該試験研究独立行政法人の試験研究独立行政法人研究者がした職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る発明について当該試験研究独立行政法人が前号の試験研究独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

6 法第十七条第二項第五号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る発明が当該試験研究独立行政法人の試験研究独立行政法人研究者と試験研究独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものであること及び当該発明が試験研究独立行政法人研究者について職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る発明について当該試験研究独立行政法人が前号の試験研究独立行政法人研究者及び同号の試験研究独立行政法人研究者以外

- の者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面
- 7 法第十七条第二項第六号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 その申請に係る発明が当該公設試験研究機関の公設試験研究機関研究者がした職務発明であることを証する書面
  - 二 その申請に係る発明について当該公設試験研究機関の設置者が前号の公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面
- 8 法第十七条第二項第七号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 その申請に係る発明が当該公設試験研究機関の公設試験研究機関研究者と公設試験研究機関研究者以外の者との共同で行われたものであること及び当該発明が公設試験研究機関研究者について職務発明であることを証する書面
  - 二 その申請に係る発明について当該公設試験研究機関の設置者が前号の公設試験研究機関研究者及び同号の公設試験研究機関研究者以外の者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面
- 9 法第十七条第二項第八号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 その申請に係る発明が当該試験研究地方独立行政法人の試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証する書面
  - 二 その申請に係る発明について当該試験研究地方独立行政法人が前号の試験研究地方独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面
- 10 法第十七条第二項第九号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 その申請に係る発明が当該試験研究地方独立行政法人の試験研究地方独立行政法人研究者と試験研究地方独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものであること及び当該発明が試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証する書面
  - 二 その申請に係る発明について当該試験研究地方独立行政法人が前号の試験研究地方独立行政法人研究者及び同号の試験研究地方独立行政法人研究者以外の者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面
- 11 法第十七条第二項第十号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 その申請に係る発明が当該大学、高等専門学校又は大学共同利用機関法人の大学等研究者がした職務発明であることを証する書面
  - 二 その申請に係る発明に係る特許を受ける権利が承認事業者に承継されていたことを証する書面
  - 三 その申請に係る発明について当該大学若しくは高等専門学校の設置者又は大学共同利用機関法人が前号の承認事業者から同号の特許を受ける権利を承継したことを証する書面
- 12 法第十七条第二項第十一号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る発明が当該大学、高等専門学校又は大学共同利用機関法人の大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものであること及び当該発明が大学等研究者について職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る発明に係る前号の大学等研究者及び同号の大学等研究者以外の者の共有に係る特許を受ける権利が承認事業者に承継されていたことを証する書面

三 その申請に係る発明について当該大学若しくは高等専用学校の設置者又は大学共同利用機関法人が前号の承認事業者から同号の特許を受ける権利を承継したことを証する書面

(大学等研究者等に係る出願審査の請求の手数料の軽減)

第五条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条第二項の表第六号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

(産業技術力の強化を図るため特に必要な者)

第六条 法第十八条第一項及び第二項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次のとおりとする。

一 法第十八条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる者にあつては、次のいずれかに該当する者

イ 特定事業主(常時使用する従業員の数が三百人(小売業に属する事業を主たる事業として営む者については五十人、卸売業又はサービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。)に属する事業を主たる事業として営む者については百人、旅館業に属する事業を主たる事業として営む者については二百人、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)に属する事業を主たる事業として営む者については九百人)以下の個人(以下この号及び次号において「中小事業主」という。)であつて、次条第一項又は第九条第一項の申請書を提出する日(以下この条において「申請書提出日」という。)の属する年の前年(申請書提出日の属する月が一月から三月までである場合には、前々年)において試験研究費等比率(一年間における試験研究費及び開発費(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第七条第一項第二号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。)の合計額の事業所得に係る総収入金額に対する割合をいう。以下この号において同じ。)が百分の三を超えるもの(申請書提出日において事業を開始した日以後二十七月を経過していない中小事業主のうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の事業主及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの)をいう。次号において同じ。)

ロ その特許発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第九項に規定する特定補助金を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの(当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)である場

合において、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者に該当する個人

ハ その特許発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新（同法第二条第六項に規定する経営革新をいう。以下同じ。）のための事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該経営革新のための事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する個人

ニ その特許発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓（同法第二条第七項に規定する異分野連携新事業分野開拓をいう。以下同じ。）に係る事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する個人

二 法第十八条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる者にあつては、次のいずれかに該当する者

イ 特定事業主

ロ 資本金の額若しくは出資の総額が三億円（小売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については五千万円、卸売業に属する事業を主たる事業として営む者については一億円）以下の会社又は常時使用する従業員の数が三百人（小売業に属する事業を主たる事業として営む者については五十人、卸売業又はサービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については百人、旅館業に属する事業を主たる事業として営む者については二百人、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については九百人）以下の会社（以下この号において「特定会社」という。）であつて、申請書提出日の属する事業年度の前事業年度（申請書提出日が前事業年度経過後二月以内である場合には、前々事業年度）において試験研究費等比率が百分の三を超えるもの（申請書提出日において設立の日以後二十六月を経過していない特定会社のうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの）

ハ 事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに技術研究組合（直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小事業主、特定会社、企業組合又は協業組合であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）であつて、申請書提出日の属する事業年度の前事業年度（申請書提出日が前事業年度経過後二月以内である場合には、前々

事業年度)において試験研究費等比率が百分の三を超えるもの(申請書提出日において設立の日以後二十六月を経過していない事業協同組合等のうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数合計に対する割合が十分の一以上であるもの)

ニ その特許発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項に規定する特定補助金を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの(当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)である場合において、当該特定補助金を交付された同項に規定する特定中小企業者

ホ その特許発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業(技術に関する研究開発に係るものに限る。)の成果に係るもの(当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)である場合において、当該経営革新のための事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者

ヘ その特許発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業(技術に関する研究開発に係るものに限る。)の成果に係るもの(当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)である場合において、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者

(産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る特許料の軽減の手續)

第七条 法第十八条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 (略)
  - 二 当該特許出願の番号
  - 三 法第十八条第一項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別
  - 四 特許料の軽減を受けようとする旨
- 2 法第十八条第一項第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、前条第一号イからニまでのいずれかに該当することを証する書面を添付しなければならない。
- 3 法第十八条第一項第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 前条第二号イからニまでのいずれかに該当することを証する書面
  - 二 その申請に係る特許発明が従業者等(特許法第三十五条第一項に規定する従業者等をいう。第九条第三項において同じ。)がした職務発明

であることを証する書面

三 その申請に係る特許発明についてあらかじめ使用者等（特許法第三十五条第一項に規定する使用者等をいう。第九条第三項において同じ。）に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定めを写し

（産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る特許料の軽減）

第八条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があったときは、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

（産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る出願審査の請求の手数料の軽減の手續）

第九条 法第十八条第二項の規定により出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 法第十八条第二項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別

四 出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする旨

2 法第十八条第二項第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、第六条第一号イからニまでのいずれかに該当することを証する書面を添付しなければならない。

3 法第十八条第二項第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 第六条第二号イからへまでのいずれかに該当することを証する書面

二 その申請に係る発明が従業者等がした職務発明であることを証する書面

三 その申請に係る発明についてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定めを写し

（産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る出願審査の請求の手数料の軽減）

第十条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があったときは、特許法等関係手数料令第一条第二項の表第六号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

（国が譲り受けないことができる権利等）

第十一条 法第十九条第一項の政令で定める権利は、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権とする。

2 （略）

3 法第十九条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
- 二 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四条第一項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。)又は同法第十二条第一項若しくは第十三条第一項の認定を受けた者に移転等をする場合
- 三 (略)

○弁理士法施行令(平成十二年政令第三百八十四号)(抄)

(弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限の解除)

第七条 法第七十五条の政令で定める代理は、次に掲げる手続についての代理とする。

一〜九 (略)

十 特許証、実用新案登録証、意匠登録証又は商標登録証若しくは防護標章登録証の再交付についての手続で経済産業省令で定めるもの

十一 特許法第三十条第一項(実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)の学術団体又は特許法第三十条第三項(実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)若しくは商標法第四条第一項第九号若しくは第九条第一項の博覧会の指定についての手続で経済産業省令で定めるもの

十二 商標法第四条第一項第十七号のぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定についての手続で経済産業省令で定めるもの

十三 第二号から第八号まで及び前三号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正をすべき期間又は第一号から第六号まで、第八号及び前三号に掲げる手続(これらの手続の補正又はこれらの補正の補正を含む。)に係る弁明書の提出をすべき期間の延長の請求

十四 第二号から第八号まで及び第十号から前号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

十五 第一号から第六号まで及び第八号から前号までに掲げる手続に係る弁明書の提出

十六 特許料、割増特許料、登録料若しくは割増登録料又は第二号、第五号及び第十三号に掲げる手続に係る手数料の納付に関する工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十五条第一項(同法第十六条において準用する場合を含む。)の規定による申出

十七 第四号及び第六号に掲げる手続に際してする工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十五条第二項(同法第十六条において準用する場合を含む。)の規定による申出

(弁理士又は特許業務法人でない者が作成を業とすることができない書類等)

第八条 法第七十五条の政令で定める書類は、次に掲げるものとする。



一〇五

六 商標権の存続期間の更新登録及び指定商品の書換の登録の申請書

七〇九 (略)

十 弁明書(前条第一号から第六号まで及び第八号から第十四号までに掲げる手続に係るものを除く。)

十一 (略)

2 (略)

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令(平成十八年政令第二百十二号)(抄)

(特許料の軽減)

第三条 法第九条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る特許発明が法第五条第二項に規定する認定計画(以下「認定計画」という。)に従って行われる法第二条第三項に規定する特定研究開発等(以下「特定研究開発等」という。)の成果に係るものであることを証する書面、申請人が同条第一項に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)であることを証する書面及び認定計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第九条第一項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別

四 特許料の軽減を受けようとする旨

2 法第九条第一項第二号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、同項の規定により添付しなければならないこととされる書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 申請に係る特許発明が特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第三十五条第一項に規定する従業者等(以下「従業者等」という。)がした同項に規定する職務発明(以下「職務発明」という。)であることを証する書面

二 申請に係る特許発明についてあらかじめ特許法第三十五条第一項に規定する使用者等(以下「使用者等」という。)に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定めを写し

3 特許庁長官は、前二項の規定に基づく第一項の申請書の提出があったときは、特許法第一百七十七条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

(出願審査の請求の手数料の軽減)

第四条 法第九条第二項の規定により出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る発明が認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係るものであることを証する書面、申請人が中小企業者であることを証する書面及び認定計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第九条第二項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別

四 出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする旨

2 法第九条第二項第二号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、同項の規定により添付しなければならないこととされる書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 申請に係る発明が従業者等がした職務発明であることを証する書面

二 申請に係る発明についてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定め の写し

3 特許庁長官は、前二項の規定に基づく第一項の申請書の提出があったときは、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条第二項の表第六号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

○租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)(抄)

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除)

第五条の三 (略)

2 (略)

12 法第十条第八項第三号に規定する政令で定める試験研究は、次に掲げる試験研究とする。

一 イ又はロに掲げる者(以下この号及び第四号において「特別試験研究機関等」という。)と共同して行う試験研究で、当該特別試験研究機関等との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。次号及び第三号において同じ。)に基づいて行われるもの

イ (略)

ロ 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第十七条第一項第四号に規定する試験研究独立行政法人(イに掲げる者に該当するものを除く。)

二(略)

13 〽 19 (略)

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)

第二十七条の四 (略)

2 〽 7 (略)

8 法第四十二条の四第十二項第三号に規定する政令で定める試験研究は、次に掲げる試験研究とする。

一 イ又はロに掲げる者(以下この号及び第四号において「特別試験研究機関等」という。)と共同して行う試験研究で、当該特別試験研究機関等との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。次号及び第三号において同じ。)に基づいて行われるもの

イ (略)

ロ 産業技術力強化法第十七条第一項第四号に規定する試験研究独立行政法人(イに掲げる者に該当するものを除く。)

二 〽 六 (略)

9 〽 27 (略)

○登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第四百十六号)(抄)

(特定通常実施権の登録で税率が軽減されるものの範囲)

第十条の二 法別表第一第十四号の二(六)に規定する政令で定める登録は、同号(一)に規定する特定通常実施権に係る登録の更正、付記登録若しくは抹消した登録の回復の登録又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三百一十一号)第六十三条第一項(登録対象外登録)の規定による登録とする。

(認定個人情報保護団体の認定で課税するものの範囲)

第十条の三 法別表第一第三十三号に規定する政令で定めるものは、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第三十七条第一項(認定)の規定で、個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号)第十一条第二項(地方公共団体の長等が処理する事務)の規定により同条第一項に規定する地方公共団体の長等が行うこととされる事務に係るもの以外のものとする。

(免許等の範囲)

第三十条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等は、法別表第一第十三号(二)、第三十二号(五)ロ、(六)ロ若しくは三十、第三十三号、第五十一号、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第五十九号、第六十一号、第六十四号、第六十五号、第六十六号(三)若しくは(四)、第八十五号

、第九十二号、第九十六号(一)、第九十七号、第九十八号、第九十九号(一)、第一百号(四)、第一百一号(三)を除く。)、第一百三十三号、第一百四号(一)から(三)まで、第八号から第十二号まで、第十七号の二、第二十号、第二十一号、第二十三号から第二十六号まで、第二十八号から第三十五号まで又は第三十七号から第四十二号の二までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明(同表第十三号(二)に掲げる登録にあつては、特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)第十六条第八号又は第九号(職権による登録)の規定により特許庁長官が職権とする仮専用実施権又は仮通常実施権の設定の登録に限る。)とする。

○学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

○特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)(抄)

(特許原簿への登録)

第二十七条 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

一 (略)

二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

四 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

2・3 (略)

(発明の新規性の喪失の例外)

第三十条 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、電気通信回線を通じて発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号の一に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 (略)

3 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内でその政府等若しくはその許可を受け

た者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、第一項と同様とする。

4 (略)

(仮通常実施権)

第三十四条の三 (略)

2 前項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

3 前条第二項の規定により、同条第四項の規定による仮通常実施権に係る仮専用実施権について専用実施権が設定されたものとみなされたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該専用実施権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

4 (略)

5 仮通常実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許出願に係る特許を受ける権利を有する者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

6 前条第五項本文の規定により、同項に規定する新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権(以下この項において「新たな特許出願に係るもの」として「新たな特許出願に係る仮専用実施権」という。)が設定されたものとみなされたときは、当該新たな特許出願に係るものの特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権(以下この項において「もとの特許出願に係る仮専用実施権」という。)に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該もとの特許出願に係る仮専用実施権を有する者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、当該新たな特許出願に係る

る仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

7 仮通常実施権は、その特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、消滅する。

8 前項に定める場合のほか、前条第四項の規定又は第六項本文の規定による仮通常実施権は、その仮専用実施権が消滅したときは、消滅する。

9 (略)

(職務発明)

第三十五条 使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至つた行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明（以下「職務発明」という。）について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。

25 (略)

(不実施の場合の通常実施権の設定の裁定)

第八十三条 (略)

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

(裁定の取消し)

第九十条 特許庁長官は、第八十三条第二項の規定により通常実施権を設定すべき旨の裁定をした後に、裁定の理由の消滅その他の事由により当該裁定を維持することが適当でなくなつたとき、又は通常実施権の設定を受けた者が適当にその特許発明の実施をしないときは、利害関係人の請求により又は職権で、裁定を取り消すことができる。

2 (略)

(自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定)

第九十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

4 第二項の協議が成立せず、又は協議をすることができない場合において、前項の裁定の請求があつたときは、第七十二条の他人は、第七項において準用する第八十四条の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁長官の裁定を請求することができる。

5・6 (略)

7 第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から前条までの規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。

(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)

第九十三条 (略)

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、経済産業大臣の裁定を請求することができない。

3 第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二までの規定は、前項の裁定に準用する。

(特許料の減免又は猶予)

第九十九条 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明の発明者又はその相続人

二 その特許発明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

(取消しの判決等があつた場合における訂正の請求)

第三百三十四条の三 (略)

2・3 (略)

4 第二百二十六条第二項ただし書に規定する期間内に訂正審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされたときは、その訂正審判の請求は、取り下げられたものとみなす。ただし、訂正の請求の時にその訂正審判の審決が確定している場合は、この限りでない。

5 (略)

(対価の額についての訴え)

第八十三條 第八十三條第二項、第九十二條第三項若しくは第四項又は第九十三條第二項の裁定を受けた者は、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、訴えを提起してその額の増減を求めることができる。

2 (略)

(外国語でされた国際特許出願の翻訳文)

第八十四條の四 外国語でされた国際特許出願(以下「外国語特許出願」という。)の出願人は、条約第二条(xi)の優先日(以下「優先日」という。)から二年六月(以下「国内書面提出期間」という。)以内に、前条第一項に規定する国際出願日(以下「国際出願日」という。)における条約第三条(2)に規定する明細書、請求の範囲、図面(図面の中の説明に限る。)及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならぬ。ただし、国内書面提出期間の満了前二月から満了の日までの間に次条第一項に規定する書面を提出した外国語特許出願(当該書面の提出の日以前に当該翻訳文を提出したものを除く。)にあつては、当該書面の提出の日から二月(以下「翻訳文提出特例期間」という。)以内に、当該翻訳文を提出することができる。

2・3 (略)

4 第一項に規定する請求の範囲の翻訳文を提出した出願人は、条約第十九條(1)の規定に基づく補正をしたときは、国内書面提出期間が満了する時(国内書面提出期間内に出願人が出願審査の請求をするときは、その請求の時。以下「国内処理基準時」という。)の属する日までに限り、当該補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文を更に提出することができる。

5 (略)

(証明等の請求)

第八十六條 (略)

2 (略)

3 特許庁長官は、第一項ただし書に規定する場合のほか、同項本文の請求に係る特許に関する書類又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項に、通常実施権又は仮通常実施権に係る情報であつて、開示することにより、通常実施権については特許権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが、仮通常実施権については特許を受ける権利を有する者、仮専用実施権者又は仮通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが含まれる場合には、当該情報に該当する部分についての証明等は行わないものとする。ただし、通常実施権又は仮通常実施権について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求した場合として政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

4・5 (略)



(出願審査の請求の手数料の減免)

第百九十五条の二 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について前条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明の発明者又はその相続人

二 その発明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

○実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号) (抄)

(特許法の準用)

第十一条 特許法第三十条(発明の新規性の喪失の例外)、第三十八条(共同出願)、第四十三条から第四十四条まで(パリ条約による優先権主張の手續等及び特許出願の分割)の規定は、実用新案登録出願に準用する。

2・3 (略)

(不実施の場合の通常実施権の設定の裁定)

第二十一条 (略)

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、特許庁長官の裁定を請求することができらる。

3 特許法第八十四条から第九十一条の二まで(裁定の手續等)の規定は、前項の裁定に準用する。

(自己の登録実用新案の実施をするための通常実施権の設定の裁定)

第二十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、実用新案権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

4 第二項の協議が成立せず、又は協議をすることができない場合において、前項の裁定の請求があつたときは、第十七条の他人は、第七項において準用する特許法第八十四条の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁長官の裁定を

請求することができる。

5・6 (略)

7 特許法第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで（裁定の手續等）の規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。

（公共の利益のための通常実施権の設定の裁定）

第二十三条 (略)

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、経済産業大臣の裁定を請求することができる。

3 特許法第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで（裁定の手續等）の規定は、前項の裁定に準用する。

（対価の額についての訴え）

第四十八条 第二十一条第二項、第二十二条第三項若しくは第四項又は第二十三条第二項の裁定を受けた者は、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、訴えを提起してその額の増減を求めることができる。

2 (略)

（外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文）

第四十八条の四 (略)

2・3 (略)

4 第一項に規定する請求の範囲の翻訳文を提出した出願人は、条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、国内書面提出期間が満了する時（国内書面提出期間内に願人が条約第二十三条(2)又は第四十条(2)の規定による請求（以下「国内処理の請求」という。）をするときは、その国内処理の請求の時。以下「国内処理基準時」という。）の属する日までに限り、当該補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文を更に提出することができる。

5 (略)

（実用新案原簿への登録）

第四十九条 次に掲げる事項は、特許庁に備える実用新案原簿に登録する。

一 (略)

二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

## 2・3 (略)

(特許法の準用)

第五十五条 特許法第百八十六条（証明等の請求）の規定は、実用新案登録に準用する。この場合において、同条第三項中「通常実施権又は仮通常実施権」とあるのは「通常実施権」と、「通常実施権については特許権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるもの」として政令で定めるものが、仮通常実施権については特許を受ける権利を有する者、仮専用実施権者又は仮通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが」とあるのは「実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが」と読み替えるものとする。

## 2・5 (略)

○特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（抄）

(出願公開の効果等)

第十三条の三 実用新案登録出願は、出願公開があつた後に実用新案登録出願に係る考案の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後出願公告前に業としてその考案を実施した者に対し、その考案が登録実用新案である場合にその実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、出願公開がされた実用新案登録出願に係る考案であることを知つて出願公告前に業としてその考案を実施した者に対しては、同様とする。

## 2・4 (略)

(実用新案登録の無効の審判)

第三十七条 実用新案登録が次の各号の一に該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

- 一 その実用新案登録が第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。
- 二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。

三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。

四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。

五 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。

## 2・3 (略)

(訂正の審判)

第三十九条 実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添附した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。

一 実用新案登録請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明瞭でない記載の釈明

## 2・4 (略)

(取消しの判決等があつた場合における訂正の請求)

## 第四十条の三 (略)

## 2・3 (略)

4 第三十九条第二項ただし書に規定する期間内に同条第一項の審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされたときは、その審判の請求は、取り下げられたものとみなす。ただし、訂正の請求の時にその審判の審決が確定している場合は、この限りでない。

## 5 (略)

(特許法の準用)

第四十五条 特許法第七十三条（再審の請求期間）、第七十四条（審判の規定等の準用）及び第七十六条（再審の請求登録前の実施による通常実施権）の規定は、再審に準用する。

(国際実用新案登録出願固有の理由に基づく実用新案登録の無効の審判)

第四十八条の十二 日本語実用新案登録出願に係る実用新案登録が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面に記載されている考案以外の考案についてされたとき又は外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の出願翻訳文若しくは同条第一項の国際出願日における国際出願の図面（図面の中の説明を除く。）に記載されている考案以外の考案についてされたときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。

2・3 (略)

(実用新案公報)

第五十三条 (略)

2 特許法第九十三条第二項（特許公報の掲載事項）の規定は、実用新案公報に準用する。

○意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）（抄）

(通常実施権の設定の裁定)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、意匠権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

4 第二項の協議が成立せず、又は協議をすることができない場合において、前項の裁定の請求があつたときは、第二十六条の他人は、第七項において準用する特許法第八十四条の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁長官の裁定を請求することができる。

5～7 (略)

(対価の額についての訴え)

第六十条 第三十三条第三項又は第四項の裁定を受けた者は、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、訴えを提起してその額の増減を求めることができる。

2 (略)

(意匠原簿への登録)

第六十一条 次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。

一 (略)

二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2・3 (略)

○商標法（昭和三十四年四月十三日法律第二百二十七号）（抄）

（商標登録を受けることができない商標）

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

一 八 (略)

九 政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）

十 十九 (略)

（出願時の特例）

第九条 政府等が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいづれにも該当しない国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者又は役務を出展した者がその出品又は出展の日から六月以内にその商品又は役務を指定商品又は指定役務として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす。

2 (略)

（国際登録出願）

第六十八条の二 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する外国人であつて標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書（以下「議定書」という。）第二条(1)に規定する国際登録（以下「国

際登録」という。)を受けようとする者は、特許庁長官に次の各号のいずれかを基礎とした議定書第二条(2)に規定する出願(以下「国際登録出願」という。)をしなければならぬ。この場合において、経済産業省令で定める要件に該当するときには、二人以上が共同して国際登録出願をすることができる。

- 一 特許庁に係属している自己の商標登録出願又は防護標章登録出願(以下「商標登録出願等」という。)
  - 二 自己の商標登録又は防護標章登録(以下「商標登録等」という。)
- 2 3 4 (略)

○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成五年政令第三百三十三号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第四条の規定による改正前の特許法等関係手数料令(抄)(昭和三十五年政令第二十号)

第二条 (略)

2 実用新案法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

一 四	(略)	金 額
五	登録異議の申立て(請求公告に係る異議の申立てを含む。)をする者	(略)
六 八	(略)	
九	審判又は再審を請求する者	(略)
十	(略)	

○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 居住者 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人をいう。

四 （略）

五 非居住者 居住者以外の個人をいう。

六 （略）

七 外国法人 内国法人以外の法人をいう。

八〜四十八 （略）

2 （略）

○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜三十 （略）

三十一 確定申告書 第七十四条第一項（確定申告）（第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十一の二 （略）

三十二 連結確定申告書 第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十三〜四十四 （略）

○所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（抄）



(繰延資産の範囲)

第七条 法第二条第一項第二十号(繰延資産の意義)に規定する政令で定める費用は、個人が支出する費用(資産の取得に要した金額とされるべき費用及び前払費用を除く。)のうち次に掲げるものとする。

一 (略)

二 開発費(新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のために特別に支出する費用をいう。)

三 (略)

2 (略)

○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄)

(免許等の場合の特例)

第二十四条 別表第一に掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明で政令で定めるもの(以下この章において「免許等」という。)につき課されるべき登録免許税については、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類にはり付けて登記官署等に提出しなければならない。

2 (略)

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係)

一〇十四 (略)

十四の二 特定通常実施権の登録

<p>(一) 特定通常実施権(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特 別措置法(平成十一年法律第三十一号)第二条第二十六項(定義 )に規定する特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき十五万円</p>
---	-------------	------------------

をいう。以下この号において同じ。）の設定の登録

- (二) (五) (略)
  - (六) (略)
  - (七) (略)
- 登録の更正その他の政令で定める登録

(略)  
登録件数  
(略)

(略)  
一件につき千円  
(略)

(以下略)

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）（抄）

（文献の写しの請求）

第九条 出願人は、その国際出願に係る国際調査報告にその国際出願と関連する技術に関する文献の記載があるときは、特許庁長官に対し、経済産業省令で定める期間内に、その文献の写しの送付を請求することができる。

（準用）

第十五条 第九条の規定は、出願人が国際予備審査の請求をした場合に準用する。

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年六月十三日法律第三十号）（抄）  
（ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求）

第十二条 （略）

2 （略）

3 特許法第八十六条第一項ただし書及び第二項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）並びに特許法第八十六条第三項（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項ただし書及び第二項並びに商標法第七十二条第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の規定による閲覧又は書類の交付に準用する。

4・5 （略）

○特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）（抄）

## 附 則

第四条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願（次条第一項に規定する旧実用新案登録出願を除く。）又はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録、実用新案権、審判若しくは再審については、第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）、附則第十一条の規定による改正前の弁理士法（大正十年法律第百号）、附則第十二条の規定による改正前の輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第百六号）、旧特許法、第四条の規定による改正前の意匠法及び附則第十五条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

## 2 (略)

○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（抄）

### （実施計画の承認）

第四条 特定大学技術移転事業を実施しようとする者（特定大学技術移転事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、当該特定大学技術移転事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを文部科学大臣及び経済産業大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の承認を受けることができる。

## 2 4 (略)

### （実施計画の変更等）

第五条 前条第一項の承認を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。）は、当該承認に係る実施計画を変更しようとするときは、文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けなければならない。

## 2 3 (略)

### （特許料の特例等）

第十二条 国の試験研究機関であつて政令で定めるもの（以下「特定試験研究機関」という。）における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る国有の特許権若しくは特許を受ける権利又は国有の実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者は、当該特定試験研究機関を所管する大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一 当該事業を適確かつ円滑に実施することができる技術的能力を有するものであること。

二 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案を自ら実施するものでないこと。

三 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案に関する民間事業者への情報の提供において特定の民間事業者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことその他当該事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

## 2-9 (略)

第十三条 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）であつて試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるもの（以下「試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る試験研究独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行うとする民間事業者に対し移転する事業（以下「試験研究独立行政法人技術移転事業」という。）を行う者は、当該試験研究独立行政法人を所管する大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一 当該事業を適確かつ円滑に実施することができる技術的能力を有するものであること。

二 当該特許権又は当該特許を受ける権利に係る発明を自ら実施するものでないこと。

三 当該特許権又は当該特許を受ける権利に係る発明に関する民間事業者への情報の提供において特定の民間事業者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことその他当該事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

## 2-4 (略)

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービスの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 六 企業組合
  - 七 協業組合
  - 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの
  - 2 5 (略)
  - 6 この法律において「経営革新」とは、事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
  - 7 この法律において「異分野連携新事業分野開拓」とは、その行う事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいう。
  - 8 (略)
  - 9 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、国等から経済産業大臣及び各省各庁の長等（国については財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長、特定独立行政法人等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。）が次条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号イ(1)に掲げる事項に照らして適切であるものとして指定する新技術補助金等（以下「特定補助金等」という。）を交付されたものをいう。
  - 10・11 (略)
- (経営革新計画の変更等)
- 第十条 (略)
- 2 行政庁は、前条第一項の承認に係る経営革新計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認経営革新計画」という。）に従つて経営革新のための事業が行われていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 (略)

(異分野連携新事業分野開拓計画の変更等)

第十二条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、前条第一項の認定に係る異分野連携新事業分野開拓計画(前二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定異分野連携新事業分野開拓計画」という。)に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 (略)

○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三百三十一号)(抄)

(特定通常実施権登録)

第五十九条 特許庁に、特定通常実施権登録簿を備える。

2 (略)

3 前条第一項及び第二項に規定する特定通常実施権登録簿への登録(以下「特定通常実施権登録」という。)は、特定通常実施権登録簿に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 登録の目的

二 特定通常実施権許諾契約により通常実施権を許諾した者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地

三 特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地

四 特定通常実施権許諾契約における許諾の対象となる特許権、実用新案権又は専用実施権を特定するために必要な事項で経済産業省令で定めるもの

五 特定通常実施権許諾契約において設定行為で定めた特許発明の実施又は登録実用新案の実施をする範囲

六 申請の受付の年月日

七 登録の存続期間

八 登録番号

九 登録の年月日

(登録対象外登録)

第六十三条 特定通常実施権者は、特許庁長官に対し、その特定通常実施権許諾契約に係る特定通常実施権許諾者の特定の特許権、実用新案権又は専用実施権についての通常実施権(当該特定通常実施権許諾者の特定の特許権、実用新案権又は専用実施権が他人に移転された場合における当該特定の特許権、実用新案権又は専用実施権についての通常実施権を含む。)が、当該特定通常実施権許諾契約に係る特定通常実施権登録の対象でないことの登録を申請することができる。

2 (略)

(登録事項証明書等の交付)

第六十四条 何人も、特許庁長官に対し、特定通常実施権登録簿に記録されている事項(第五十九条第三項第三号から第五号までに掲げる事項を除く。以下この項において同じ。)の閲覧若しくは謄写(特定通常実施権登録簿の全部又は一部が磁気ディスクをもって調製されているときは、当該磁気ディスクをもって調製された部分に記録されている事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写)又は当該事項を証明した書面(第六十九条第一項第二号において「開示事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

2 次に掲げる者は、特許庁長官に対し、それぞれに係る特定通常実施権許諾者に係る特定通常実施権登録について、特定通常実施権登録簿に記録されている事項(第五十九条第三項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)を証明した書面(以下「登録事項概要証明書」という。)の交付を請求することができる。ただし、当該交付の請求の時ににおいて、当該特定通常実施権登録の存続期間が満了している場合若しくは当該特定通常実施権登録が抹消されている場合又はその取得し、その差し押さえ、若しくは仮に差し押さえ、若しくはその質権の目的とした特許権、実用新案権若しくは専用実施権について当該特定通常実施権登録簿に前条第一項の登録がされている場合には、当該特定通常実施権登録簿に記録されている事項については、この限りでない。

- 一 特定通常実施権許諾者から特許権、実用新案権若しくは専用実施権又はその特許権若しくは実用新案権についての専用実施権を取得した者
- 二 前号に掲げる者が取得した同号の特許権、実用新案権若しくは専用実施権又はその特許権若しくは実用新案権についての専用実施権をその後取得した者

三 特定通常実施権許諾者の特許権、実用新案権若しくは専用実施権を差し押さえ、又は仮に差し押さえた債権者

四 特定通常実施権許諾者の特許権、実用新案権又は専用実施権を目的とする質権を取得した者

五 前各号に掲げる者について利害関係を有する者として政令で定めるもの

3 次に掲げる者は、特許庁長官に対し、その特定通常実施権登録について、特定通常実施権登録簿に記録されている事項を証明した書面(以下「登録事項証明書」という。)又は登録事項概要証明書の交付を請求することができる。

一 特定通常実施権許諾者又は特定通常実施権者

二 特定通常実施権許諾者又は特定通常実施権者について利害関係を有する者として政令で定めるもの  
458 (略)

(手数料の納付)

第六十九条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納めなければならない。

一 第六十四条第一項の規定により閲覧又は謄写を請求する者

二 開示事項証明書の交付を請求する者

三 登録事項概要証明書の交付を請求する者

四 登録事項証明書の交付を請求する者

2 前項の手数料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもってしなければならない。

3 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

4 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

○産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号) (抄)

(特許料等の特例)

第十七条 特許庁長官は、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明(職務発明(特許法第三十五条第一項に規定するものをいう。以下同じ。))に限る。)の発明者である学校教育法第一条に規定する大学(以下この条において単に「大学」という。)の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同法第一条に規定する高等専門学校(以下この条において単に「高等専門学校」という。)の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法(平成十五年法律第一百二十二号)第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人(以下単に「大学共同利用機関法人」という。)の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者(以下「大学等研究者」と総称する。)

二 その特許発明が大学等研究者がした職務発明である場合において、その大学等研究者から特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人



- 三 その特許発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明が大学等研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人
- 四 その特許発明が試験研究独立行政法人（独立行政法人のうち高等専門学校を設置する者であるもの以外のものであって、試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者（以下この条において「試験研究独立行政法人研究者」という。）がした職務発明である場合において、その試験研究独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人
- 五 その特許発明が試験研究独立行政法人研究者と試験研究独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明が試験研究独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究独立行政法人
- 六 その特許発明が公設試験研究機関（地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。）であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。以下この条において同じ。）の長又はその職員のうち専ら研究に従事する者（以下この条において「公設試験研究機関研究者」という。）がした職務発明である場合において、その公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者
- 七 その特許発明が公設試験研究機関研究者と公設試験研究機関研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明が公設試験研究機関研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該公設試験研究機関を設置する者
- 八 その特許発明が試験研究地方独立行政法人（地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のもの）であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。以下この条において同じ。）の役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者（以下この条において「試験研究地方独立行政法人研究者」という。）がした職務発明である場合において、その試験研究地方独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人
- 九 その特許発明が試験研究地方独立行政法人研究者と試験研究地方独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明が試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究地方独立行政法人
- 十 その特許発明が大学等研究者がした職務発明である場合であつて、当該特許発明に係る特許を受ける権利が大学等における技術に関する研

究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。以下この条及び附則第三条において「承認事業者」という。）に承継されていた場合において、当該承認事業者から当該特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

十一 その特許発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明が大学等研究者について職務発明である場合に限る。）であつて、当該特許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利が承認事業者に承継されていた場合において、当該承認事業者から当該特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明（職務発明に限る。）の発明者である大学等研究者

二 その発明が大学等研究者がした職務発明である場合において、その大学等研究者から特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

三 その発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該発明が大学等研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

四 その発明が試験研究独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、その試験研究独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人

五 その発明が試験研究独立行政法人研究者と試験研究独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該発明が試験研究独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究独立行政法人

六 その発明が公設試験研究機関研究者がした職務発明である場合において、その公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者

七 その発明が公設試験研究機関研究者と公設試験研究機関研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該発明が公設試験研究機関研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該公設試験研究機関を設置する者

八 その発明が試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、その試験研究地方独立行政法人研究者から特許を受ける

権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人

九 その発明が試験研究地方独立行政法人研究者と試験研究地方独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該発明が試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究地方独立行政法人

十 その発明が大学等研究者がした職務発明である場合であつて、当該発明に係る特許を受ける権利が承認事業者に承継されていた場合において、当該承認事業者から当該特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

十一 その発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものである場合（当該発明が大学等研究者について職務発明である場合に限る。）であつて、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利が承認事業者に承継されていた場合において、当該承認事業者から当該特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

第十八条 特許庁長官は、特許法第七十七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であつて産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明の発明者

二 その特許発明が従業者等（特許法第三十五条第一項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等（同項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が次に掲げる者であつて産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明の発明者

二 その発明が従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

（国が委託した研究及び開発の成果等に係る特許権等の取扱い）

第十九条 国は、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国が委託した技術に関する研究及び開発又は国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果（以下この条において「特定研究開発等成果」という。）に係る特

許権その他の政令で定める権利（以下この条において「特許権等」という。）について、次の各号のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者又は請負者（以下この条において「受託者等」という。）から譲り受けられないことができる。

一 特定研究開発等成果が得られた場合には、遅滞なく、国にその旨を報告することを受託者等が約すること。

二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。

三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。

四 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であつて政令で定めるものの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合を除き、あらかじめ国の承認を受けることを受託者等が約すること。

2・3 (略)

○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「大学共同利用機関」とは、別表第二の第二欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいう。

4～8 (略)

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）（抄）

（特許料等の特例）

第九条 特許庁長官は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）について、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項の規定による第一

年から第六年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であつて当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明の発明者

二 その特許発明が特許法第三十五条第一項に規定する従業者等（以下「従業者等」という。）がした同項に規定する職務発明（以下「職務発明」という。）であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下「使用者等」という。）に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

2 特許庁長官は、認定計画に従つて行われる特定研究開発等の成果に係る発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が次に掲げる者であつて当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明の発明者

二 その発明が従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

○特定通常実施権登録令（平成二十年政令第三百三十三号）

目次

第一章	総則（第一条―第四条）
第二章	特定通常実施権登録簿（第五条・第六条）
第三章	登録の手續（第七条―第二十六条）
第四章	登録事項の証明（第二十七条―第二十九条）
第五章	補則（第三十条―第三十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この政令は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「法」という。）第六十四条第二項第五号に規定する同項第一号から第四号までに掲げる者について利害関係を有する者の範囲、同条第三項第二号に規定する特定通常実施権許諾者又は特定通常実施権者について利害関係を有する者の範囲、同条第四項に規定する政令で定める期間その他特定通常実施権登録に関し必要な事項を定めるものとする。（定義）

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 登録権利者 特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権に関する登録をすることにより、登録上、直接に利益を受ける者をいう。
- 二 登録義務者 特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権に関する登録をすることにより、登録上、直接に不利益を受ける者をいう。

（付記登録）

第三条 次に掲げる事項の登録は、付記登録（既にされた特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権に関する登録についてする登録であつて、当該既にされた特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権に関する登録と一体のものとして公示するものをいう。以下同じ。）によつてする。

- 一 特定通常実施権許諾者、特定通常実施権者又は特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権の全部の処分の制限の登録を有する者（以下単に「処分の制限の登録を有する者」という。）の表示の変更又は更正

二 第二十条第二項に規定する登録の更正（特定通常実施権許諾者、特定通常実施権者又は処分の制限の登録を有する者の表示の更正を除く。）

三 登録事項の一部が抹消された場合における登録の回復

（登録の順位）

第四条 同一の法第五十八条第一項の登録についてする同条第二項の登録の順位は、登録の前後による。

2 付記登録の順位は、主登録（付記登録の対象となる既にされた特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権に関する登録をいう。）の順位による。

第二章 特定通常実施権登録簿

（特定通常実施権登録簿の一部とみなす書面）

第五条 法第五十八条第一項の登録をしたときは、当該登録に係る第十三条第一項第四号の規定により申請書に添付すべき書面は特定通常実施権登録簿の一部とみなし、その記載は登録とみなす。

(閉鎖特定通常実施権登録簿)

第六条 特定通常実施権登録簿の一部として閉鎖特定通常実施権登録簿を設ける。

2 特許庁長官は、特定通常実施権登録を抹消したときは、当該特定通常実施権登録を閉鎖特定通常実施権登録簿に移さなければならない。

### 第三章 登録の手続

(当事者申請主義及び嘱託による登録)

第七条 登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、申請又は嘱託がなければ、することができない。

2 嘱託による登録の手続については、法令に別段の定めがある場合を除き、申請による登録に関する規定を準用する。

(登録の申請)

第八条 登録の申請は、法令に別段の定めがある場合を除き、登録権利者及び登録義務者が共同してしなければならない。

第九条 登録は、申請書に登録義務者の承諾書を添付したときは、登録権利者が単独で申請することができる。

2 判決による登録は、単独で申請することができる。この場合において、申請人は、申請書に、共同して申請すべき者に登録手続を命ずる判決であつて執行力を有するものの正本又は謄本を添付しなければならない。

3 法人の合併による特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権の全部の移転の登録は、登録権利者が単独で申請することができる。

4 特定通常実施権許諾者、特定通常実施権者又は処分の制限の登録を有する者の表示の変更又は更正の登録は、特定通常実施権許諾者、特定通常実施権者又は処分の制限の登録を有する者が単独で申請することができる。

(処分の制限等の登録の嘱託)

第十条 裁判所書記官は、特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権の全部の処分の制限の裁判又はその制限の解除の裁判があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本又は抄本を添付して、処分の制限の登録又はその登録の抹消を特許庁に嘱託するものとする。

(申請書)

第十一条 申請書には、次に掲げる事項を記載し、申請人が記名し、印を押さなければならない。ただし、法第五十八条第一項の登録を申請するときは、第五号に掲げる事項を記載することを要しない。

一 申請人の商号、名称又は氏名及び住所

二 代理人により登録を申請するときは、その氏名、商号又は名称及び住所

三 登録権利者が外国人であるときは、その国籍

四 登録の目的

五 登録番号

六 登録権利者及び登録義務者が共同して申請しないとき（第九条第四項の規定により単独で申請するときを除く。）は、登録権利者又は登録義務者の商号、名称又は氏名及び住所

2 法第五十八条第一項の登録の申請書には、前項各号（第五号を除く。）に掲げる事項のほか、登録の存続期間を記載しなければならない。

3 法第六十一条第一項の登録の申請書には、第一項各号に掲げる事項のほか、延長後の存続期間を記載しなければならない。

4 法第六十三条第一項の登録の申請書には、第一項各号に掲げる事項のほか、特定通常実施権登録の対象でない通常実施権に係る特許権、実用新案権又は専用実施権に係る特許番号又は実用新案登録番号を記載しなければならない。

（併合申請）

第十二条 二以上の登録（法第五十八条第一項の登録を除く。）は、登録の目的が同一である場合に限り、同一の申請書で申請することができる。（申請書に添付する書面）

第十三条 申請人は、申請書に次に掲げる書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 登録の原因を証する書面

二 登録の原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し又は承諾したことを証する書面

三 申請人が登録権利者又は登録義務者の相続人、合併又は分割により設立された法人その他の一般承継人であるときは、これを証する書面

四 法第五十八条第一項の登録を申請するときは、法第五十九条第三項第四号及び第五号に掲げる事項を記載した書面

2 前項第一号に掲げる書面が執行力のある判決であるときは、同項第二号に掲げる書面を添付することを要しない。

3 第一項第二号に規定する場合において、申請書にその第三者が記名し、印を押したときは、同号に掲げる書面を添付することを要しない。

（債権者の代位）

第十四条 債権者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条の規定により債務者に代位して登録を申請するときは、第十一条第一項各号に掲げる事項のほか、申請書に次に掲げる事項を記載し、かつ、代位の原因を証する書面を添付しなければならない。

一 債権者及び債務者の商号、名称又は氏名及び住所

二 代位の原因

（特許庁長官が提出を命ずる書面）

第十五条 特許庁長官は、登録の申請の手續について必要があると認めるときは、相当の期間を指定して、次に掲げる書面の提出を命ずることができる。



一 申請人が法人であるときは、法人であることを証する書面

二 申請人が外国人であるときは、その国籍を証する書面

三 申請人が外国人である場合において、その外国人の属する国（特許庁長官が告示で定める国を除く。）がパリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。）の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は日本国と特許に関して相互に保護すべきことを約した国でないときは、次に掲げるいずれかの書面

イ 同盟国又は加盟国のうち一国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有するときは、これを証する書面

ロ その外国人の属する国において日本国民に対しその国民と同一の条件により通常実施権の享有を認めているときは、これを証する書面

ハ その外国人の属する国において日本国がその国民に対し通常実施権の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により通常実施権の享有を認めることとしているときは、これを証する書面

（提出書面の省略）

第十六条 同時に二以上の登録の申請の申請の手続をする場合において、各手続において提出すべき書面の内容が同一であるときは、一の手続においてこれを提出し、他の手続においてその旨を申し出て当該書面の提出を省略することができる。

2 他の事件について既に特許庁長官に登録の申請の手続において提出すべき書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該手続においてその旨を申し出て当該書面の提出を省略することができる。ただし、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該書面の提出を命ずることができる。

（登録の順序）

第十七条 申請による登録は、受付の順序に従ってしなければならない。

（却下）

第十八条 特許庁長官は、次に掲げる場合は、登録の申請を却下しなければならない。

一 登録を申請した事項が登録すべきものでないとき。

二 申請の権限を有しない者の申請によるとき。

三 申請書が方式に適合しないとき。

四 第十三条第一項第三号に規定する場合を除き、申請書に記載した登録義務者の表示が特定通常実施権登録簿と符合しないとき。

五 申請書及び第十三条第一項第四号の規定により申請書に添付すべき書面に記載した事項が登録の原因を証する書面と符合しないとき。

六 申請に必要な書面を提出しないとき。

七 登録免許税を納付しないとき。

2 前項の規定により却下しようとするときは、申請人に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面を提出する機会を与えなければならない。

(行政区画の名称等の変更)

第十九条 行政区画又は土地の名称の変更があつたときは、特定通常実施権登録簿に記載した行政区画又は土地の名称は、変更後の行政区画又は土地の名称に変更されたものとみなす。

(登録の更正)

第二十条 特許庁長官は、登録に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を登録権利者及び登録義務者（登録権利者及び登録義務者が不在の場合にあつては、当該登録の申請人。第三項において同じ。）に通知しなければならない。ただし、登録権利者、登録義務者又は登録の申請人がそれぞれ二人以上あるときは、その一人に対し通知すれば足りる。

2 特許庁長官は、前項の場合において、登録の錯誤又は遺漏が特許庁長官の過誤によるものであるときは、遅滞なく、登録の更正をしなければならない。

3 特許庁長官が前項の登録の更正をしたときは、その旨を登録権利者及び登録義務者に通知しなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

4 第一項及び前項の通知は、登録が第十四条の規定による申請に係るものであるときは、債権者にもこれをしなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

(工場財団の登録の抹消)

第二十一条 工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）第八条第一項の工場財団に属している旨の登録がある特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権に係る特定通常実施権登録についてその抹消があつたときは、特許庁長官は、遅滞なく、その旨を管轄登記所に通知しなければならない。

(職権による登録の抹消等)

第二十二条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしなければならない。

一 特定通常実施権登録の存続期間が満了した場合における当該特定通常実施権登録の抹消又は当該抹消が特許庁長官の過誤によるものである

場合における当該特定通常実施権登録の回復

二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第百条第三項の規定により、特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権の全部が取り消された場合における当該特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権に係る特定通常実施権登録の抹消

（利害関係を有する第三者がある場合の登録の抹消）

第二十三条 法第六十二条第一項の登録を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付しなければならない。

（仮処分の登録に後れる登録の抹消）

第二十四条 特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権について民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による仮処分の登録をした後、その仮処分の債権者がその仮処分の債務者を登録義務者として特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権について登録を申請する場合には、その債権者だけでその仮処分の登録に後れる登録の抹消を申請することができる。

2 前項の規定により登録の抹消を申請するときは、申請書に民事保全法第六十一条において準用する同法第五十九条第一項の規定による通知をしたことを証する書面を添付しなければならない。

3 特許庁長官は、第一項の規定により仮処分の登録に後れる登録を抹消したときは、その仮処分の登録を抹消しなければならない。

（登録対象外登録の抹消）

第二十五条 法第六十三条第一項の登録の抹消を申請する場合において、当該登録がされた通常実施権に係る特許権、実用新案権又はこれらについての専用実施権について利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付しなければならない。

（抹消した登録の回復）

第二十六条 抹消した登録の回復を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付しなければならない。

第四章 登録事項の証明

（利害関係を有する者の範囲）

第二十七条 法第六十四条第二項第五号に規定する同項第一号から第四号までに掲げる者について利害関係を有する者として政令で定めるものは

、同項第一号から第四号までに掲げる者の財産の管理及び処分をする権利を有する者とする。

2 法第六十四条第三項第二号に規定する特定通常実施権許諾者又は特定通常実施権者について利害関係を有する者として政令で定めるものは、特定通常実施権許諾者又は特定通常実施権者の財産の管理及び処分をする権利を有する者とする。

(登録事項証明書等の交付請求の方式)

第二十八条 閲覧若しくは謄写の請求又は開示事項証明書、登録事項概要証明書若しくは登録事項証明書の交付の請求は、書面で行わなければならない。

2 閲覧又は謄写を請求する書面には、次に掲げる事項を記載し、請求人又はその代理人が記名しなければならない。

一 特定通常実施権許諾者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地

二 手数料の額

三 年月日

3 開示事項証明書の交付を請求する書面には、次に掲げる事項を記載し、請求人又はその代理人が記名しなければならない。

一 特定通常実施権許諾者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地

二 請求する証明書の数

三 手数料の額

四 年月日

4 登録事項概要証明書の交付を請求する書面には、前項各号(第一号を除く。)に掲げる事項のほか、登録番号を記載し、請求人又はその代理人が記名し、印を押さなければならない。

5 前項の書面には、請求人が法第六十四条第二項各号又は第三項各号に掲げる者であることを証する書面を添付しなければならない。

6 登録事項証明書の交付を請求する書面には、第三項各号(第一号を除く。)に掲げる事項のほか、登録番号を記載し、請求人又はその代理人が記名し、印を押さなければならない。

7 前項の書面には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 請求人が法第六十四条第二項各号に掲げる者であるときは、これを証する書面及び同条第四項の通知をしたことを証する書面

二 請求人が法第六十四条第三項各号に掲げる者であるときは、これを証する書面

(登録事項証明書の交付の請求に係る経過期間)

第二十九条 法第六十四条第四項に規定する政令で定める期間は、三十日間とする。

## 第五章 補則

(登録申請書等の閲覧)

第三十条 次に掲げる書面(以下「登録申請書等」と総称する。)の閲覧につき利害関係を有する者は、実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納付して、その閲覧を請求することができる。

一 登録申請書

二 第十三条第一項第二号から第四号までに掲げる書面、第十四条に規定する書面及び第十五条各号に掲げる書面

2 前項の請求は、書面で行わなければならない。

3 前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、請求人又はその代理人が記名し、印を押さなければならない。

一 閲覧を請求する登録申請書等

二 利害関係を明らかにする事由

三 手数料の額

四 年月日

4 第一項の手数料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

5 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

6 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第三十一条 登録申請書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

(行政機関の保有する個人情報に関する法律の適用除外)

第三十二条 登録申請書等に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第

二条第三項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(経済産業省令への委任)

第三十三条 この政令の実施のため必要な事項は、経済産業省令で定める。

○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係手数料令(平成二十年政令第二百四十三号)

1 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「法」という。)第六十九条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次

の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金 額
一	法第六十四条第一項の規定により閲覧又は謄写を請求する者	一件につき三百円
二	開示事項証明書の交付を請求する者	一件につき五百三十円
三	登録事項概要証明書の交付を請求する者	一件につき七百九十円
四	登録事項証明書の交付を請求する者	一件につき九百十円

2 特定通常実施権登録令（平成二十年政令第三百三十三号）第三十条第一項の規定により登録申請書等の閲覧を請求する者が納付すべき手数料の額は、一件につき五百二十円とする。

○特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十三号）（抄）

附 則

（特許法の一部改正に伴う経過措置）

第二条（略）

25（略）

26 この法律の施行の日前に登録された通常実施権又は仮通常実施権に係る情報であつて旧特許法第八十六条第三項の規定により証明等を行わないものとされたものについては、新特許法第八十六条第一項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

27（略）

（実用新案法の一部改正に伴う経過措置）

第三条（略）

2 〵 17 (略)

18 この法律の施行の日前に登録された通常実施権に係る情報であつて旧実用新案法第五十五条第一項において準用する旧特許法第八十六条第三項の規定により証明等を行わないものとされたものについての証明等については、新実用新案法第五十五条第一項において準用する新特許法第八十六条第一項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(意匠法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の意匠法(以下「新意匠法」という。)第四条第二項、第九条、第十七条及び第二十六条の二、新意匠法第四十一条において準用する新特許法第四百四条の三第三項並びに新意匠法第四十八条第一項第三号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後にする意匠登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

2 〵 9 (略)

(政令への委任)

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 この法律の施行の日前に登録された特許権若しくは実用新案権についての通常実施権又は特許権についての仮通常実施権に係る情報であつて前条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第三項において準用する旧特許法第八十六条第三項(旧実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により閲覧又は書類の交付を行わないものとされたものについての閲覧又は書類の交付については、前条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第一項又は第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平成五年旧実用新案法の一部改正)

第十七条 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法(以下「平成五年旧実用新案法」という。)の一部を次のように改正する。

第十三条の三第四項中「第四百四条の二から第四百五条の二まで(具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等及び)を「第四百四条の二(具体的態様の明示義務)、第四百五条(書類の提出等)、第四百五条の二(」に改め、「関係)」の下に「、特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)第一条の規定による改正後の特許法第四百四条の三及び第四百四条の四(特許権者等の権利行使の制限及び主張の制限)」を加える。